

2. 自動車重量税の経年車判定条件の追加（13年又は18年経過車）

離島自動車が自動車検査証の有効期間満了日の2ヶ月前の日から1ヶ月前の日の前日まで継続検査を受検する際、13年又は18年経過車として重量税を重課する判定は、初度検査年から起算して13年又は18年を経過した年の11月に車検証の交付を受けるときになります。（租税特別措置法施行令関係）

離島自動車の受検日による自動車重量税の経年車判定条件

<現状>

初度検査年月と申請年月日の年の差が18年（13年）の場合

1. 申請日が11月30日以前であれば13年経年車（13年以下車）
2. 申請日が12月1日以降であれば18年経年車（13年経年車）

<平成27年4月1日以降>

a. 離島自動車で“旧有効期間満了日の2ヶ月前の日から1ヶ月前の日の前日の継続検査”により新有効期間の起算日が旧有効期間満了日の翌日となった場合

初度検査年月と申請年月日の年の差が18年（13年）の場合

1. 申請日が10月31日以前であれば13年経年車（13年以下車）
2. 申請日が11月1日以降であれば18年経年車（13年経年車）

b. 上記以外の場合（離島地域の車両ではない場合、もしくは、離島自動車であっても、“旧有効期間満了日の2ヶ月前の日から1ヶ月前の日の前日の継続検査”ではない場合）

初度検査年月と申請年月日の年の差が18年（13年）の場合

1. 申請日が11月30日以前であれば13年経年車（13年以下車）
2. 申請日が12月1日以降であれば18年経年車（13年経年車）

※bは現状と同様の判定

※具体例「離島自動車、初度検査年：平成9年、旧有効期間満了日：平成27年12月15日」

